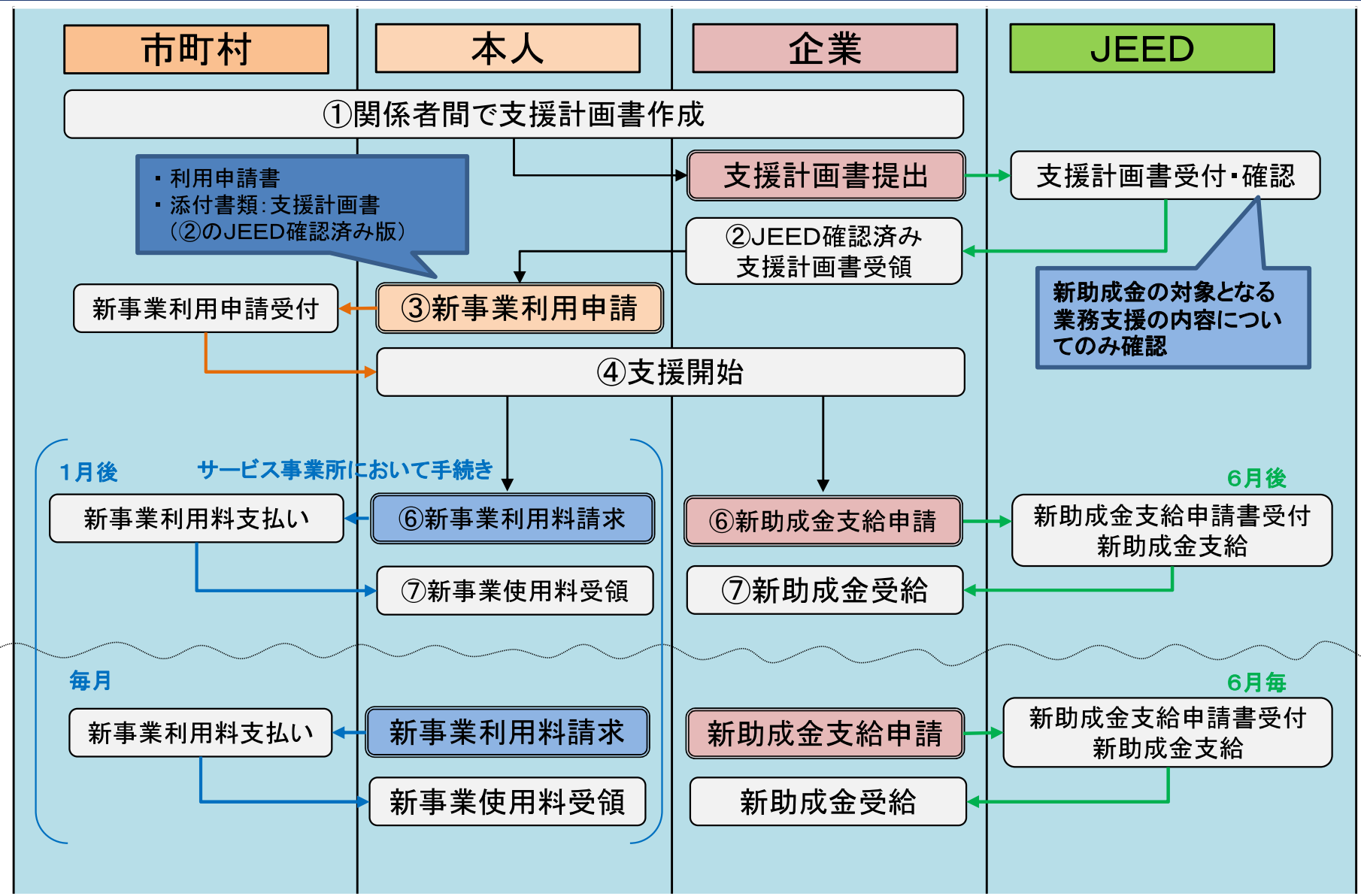


- 関係者間で支援計画書を作成(①)し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「JEED」という。)にて当該支援計画書を事前確認の上、JEEDから企業に返戻(②)
- 本人→市町村に対し、事前確認された支援計画書を添付書類として、新事業の利用申請(③)し、新事業利用開始(④)
- サービス事業所→市町村に対して新事業利用料請求(代理受領)と市町村→サービス事業所に対して利用料支払い
企業→JEEDに対して新助成金の支給申請とJEED→企業に対して新助成金の支給(⑥⑦)



事業の実施フローⅡ
(民間企業勤務・通勤援助)

- 関係者間で支援計画書を作成(①)し、JEEDにて、当該支援計画書を事前確認の上、JEEDから企業に返戻(②)
- 本人→市町村に対し、事前確認された支援計画書を添付書類として、新事業の利用申請(③)し、新事業利用開始(④)
- 企業→JEEDに対して新助成金の支給申請とJEED→企業に対して新助成金の支給(⑥⑦)
- (新助成金の支給期間(3ヶ月)経過後、)サービス事業所→市町村に対して新事業利用料請求(代理受領)と市町村→サービス事業所に対して利用料支払い(⑧⑨)

